様式第５号（第７条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　号  　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　様  丸亀市長  丸亀市私道整備事業補助金交付決定通知書  年　　月　　日付け第　　号で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、丸亀市私道整備事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。 | | | |
|  | １　事業名 | 私道整備事業（丸亀市　　　町　　　　　　　番地　ほか） |  |
| ２　補助金等の交付予定額 | 円 |
| ３　交付条件 | (１)　この補助金に係る文書について、丸亀市情報公開条例（平成17年条例第21号）の規定に基づく文書の開示請求又は個人情報の開示の申出等があった場合は、当該条例の趣旨に添った対応をすること。  (２)　この補助金は、丸亀市私道整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。  (３)　工事着手後に着手届を、工事が完了したときは完了届を提出してください。（様式第８号）  (４)　次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。（様式第６号）  ア　内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。  イ　廃止するとき。  ウ　予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。  (５)　 私道整備事業が完了したときは、速やかに私道整備事業実績報告書（様式第９号）、工事完成図書等を提出してください。  (６)　市長が必要であると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は私道整備事業の執行状況について実地検査をします。  (７)　この補助金に係る文書については、事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。  (８)　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。  (９)　丸亀市私道整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。  (10)　この交付決定通知書は、補助金を交付することを決定する通知で、補助金額を決定するものではありません。確定額は、事業完了後の実績報告書に基づき補助金等交付確定通知書にて通知します。 |
|  | | | |